平成２４年（フ）第８７９号
北九州市八幡西区皇后崎町５番11号　皇后崎荘２－Ｃ
債務者　加藤美恵子（旧姓吉野）
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８８６号
北九州市小倉北区泉台２丁目13番11―505号
債務者　片岡　洋平
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８８７号
北九州市小倉北区泉台２丁目13番11―505号
債務者　片岡美由紀
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８９９号
北九州市八幡西区西折尾町15番31号　106号
債務者　森川　博文
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９０２号
北九州市小倉北区熊谷１丁目17番25号　コーポＡＢＣ204号、住民票上の住所北九州市小倉北区紺屋町７番18―203号
債務者　日名子公二
1　決定年月日時　平成25年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目13番７―101号
債務者　佐藤眞喜子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２４号
北九州市戸畑区初音町３番19―303号
債務者　川上　潤子
1　決定年月日時　平成25年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６４０４号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目11番３号　ＭＡＩＳＯＮＤＥＡＤＯＮ301号
債務者　武井　裕二
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４０５号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目11番３号　ＭＡＩＳＯＮＤＥＡＤＯＮ301号
債務者　武井　隆美
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５７８号
大阪市淀川区新北野１丁目13番13―802号
債務者　加藤英幸こと　金　　英幸
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５８８号
大阪府門真市大字桑才292番地の18
債務者　畠田　佳子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６７７号
大阪市東成区深江北１丁目１番26号　朋来ビル603号
債務者　赤野　友美（旧姓岡林）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７７５号
大阪市生野区巽東３丁目12番11―403号
債務者　齊藤　雅子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７８０号
大阪市生野区生野東１丁目６番２―508号
債務者　上野　隆史
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８０９号
大阪府高槻市永楽町４―14　ＳＨＩＭＩＺＵＢＵＩＬＤＩＮＧ202号室、住民票上の住所大阪府東大阪市菱屋西１丁目12番19号
債務者　田中　恵子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８２６号
大阪市東住吉区桑津２丁目16番２―605号
債務者　藤﨑　利恵（旧姓浦脇）
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０１号
大阪市大正区三軒家東４丁目11番５号パンコート大正401号
債務者　津田　　誠
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部